

令和3年第3回・第4回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

(1) 令和3年第3回定例会提言の方向性について

前回（12月7日）の特別委員会において、各委員より出された意見を総合し、委員会としての提言の方向性の検討を行った。

重点調査項目2 避難所のあり方について

①避難所の運営について

提 言 の 方 向 性	
1	<p>【避難所の拡充】 避難所の拡充に向け、区や東京都の公共施設の活用をはじめ、私立学校・民間企業等との連携の可能性について調査し、意見交換や協議を通じてさらなる避難所の確保に努めるべきである。</p>

(2) 令和3年第4回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（12月7日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

重点調査項目1 大規模災害への対応について (3) 避難支援について

意見概要		提言の方向性	
①	個別避難計画はいつ起こるかわからない大災害に備え、より早期に作成すべき。(高沢委員)	1	【個別避難計画の作成方針】 いつ起こるか予測できない大災害に備え、スピード感を持って早期に計画を作成するためには、全ての地域で地域の実情に合わせた目標を定め、同時並行で計画の作成を進める方針を掲げるべきである。
②	個別避難計画の作成は、モデル的に地域を限定して取り組むのではなく、全ての地域で取り組む方針を定め、区内全域において同時並行で進めるべき。(小林委員)		
③	個別避難計画の作成は、個別の様々な要素を検討する必要がある、きめ細やかで丁寧な対応が必要だが、スピード感も大切であるため、バランスをとりながら進めるべき。(高山委員)		
④	個別避難計画の作成には、平時から要支援者の心身の状況等をよく把握している社会福祉事業者を中心に、地域包括支援センターや特養ホーム、デイサービス等の事業者との連携のもとに作成すべき。(大野委員)	2	【実効性のある個別避難計画の作成】 要支援者一人ひとりに合った個別具体的な避難計画の作成にあたっては、平時から要支援者の心身の状況等をよく把握している社会福祉事業者を中心に、地域包括支援センター、特養ホーム、デイサービス等、多様な事業者の参画のもとに進めるべきである。 また、風水害とは状況が異なる震災やその他の災害リスクに対しても、それぞれに的確に対応できる実効性のある計画とすべきである。
⑤	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、風水害だけでなく、それ以外の震災等も想定した計画とすべき。(大野委員)		
⑥	大規模水害と地震等その他の災害では、避難場所や避難行動等の状況が異なるため、水害と地震等をしっかりと区別し、実効性のある個別避難計画を作成すべき。(高沢委員)		
⑦	指定避難所から福祉避難所への移動は困難であるため、個別避難計画を作成した避難者へ社会福祉施設が情報を発信し、各福祉施設の実情に応じて、直接福祉避難所へ避難できるようにすべき。(大野委員)	3	【要支援者の安全で円滑な避難】 福祉避難所への直接避難に向け、福祉避難所連絡会を充実させるとともに、福祉避難所の職員の安否確認メールの配信体制や福祉避難所から受入れ対象者への避難情報の発信体制の構築等、課題解決に向けた取組を推進すべきある。 また、避難支援に携わる関係者を増やすため、要支援者の避難支援のためのボランティアを募集し、研修を実施すべきである。
⑧	福祉避難所の早期開設のためには、福祉避難所連絡会を充実させ、日頃から職員の安否確認メールの配信体制づくりや課題解決に向けた取組を推進すべき。(かいべ委員)		
⑨	避難支援に関わるマンパワーを増やすため、日頃から要支援者の避難時の移動を支援するボランティアを募集し、研修を実施すべき。(安井委員)		
⑩	福祉避難所となっていない福祉事業所は、避難者の受入れには慎重に対応すべき。(しいな委員)	4	【要支援者の受入れ環境の整備】 福祉避難所となっていない福祉事業所は、避難者の受入れには慎重に対応すべきであるが、要支援者の受入れ可能人数を増やすため、福祉避難所の拡充に向けた検討を進めるべきである。
⑪	福祉避難所の新規協定は、年間2施設を目安に締結されているが、区の考えている必要数に達していないので、拡充に向けた検討を進めるべき。(山内委員)		